（火薬類取締法施行規則の一部改正）

第十一条　火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（用語の定義） **第一条**　この省令において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一～十二　［略］ 十三　第三種保安物件　家屋（第一種保安物件又は第二種保安物件に属するものを除く。）、鉄道、軌道、汽船の常航路又はけい留所、石油タンク、ガスタンク、発電所、蓄電所、変電所及び工場 十四～十七　［略］	（用語の定義） **第一条**　この省令において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一～十二　［略］ 十三　第三種保安物件　家屋（第一種保安物件又は第二種保安物件に属するものを除く。）、鉄道、軌道、汽船の常航路又はけい留所、石油タンク、ガスタンク、発電所、変電所及び工場 十四～十七　［略］
備考　表中の［　］は注記である。	

（電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令の一部改正）

第十二条　電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令（昭和四十年通商産業省令第五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（学歴又は資格及び実務の経験の内容） **第一条**　電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第四十四条第二項第一号の経済産業省令で定める学歴又は資格及び実務の経験は、次の表の上欄に掲げる主任技術者免状の種類に応じて、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりとする。	（学歴又は資格及び実務の経験の内容） **第一条**　電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第四十四条第二項第一号の経済産業省令で定める学歴又は資格及び実務の経験は、次の表の上欄に掲げる主任技術者免状の種類に応じて、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりとする。

免状の種類	学歴又は資格	実務の経験	
		実務の内容	経験年数
［略］	［略］	［略］	［略］

免状の種類	学歴又は資格	実務の経験	
		実務の内容	経験年数
［略］	［略］	［略］	［略］

第一種ボイラー・タービン主任技術者免状	一～七　［略］	［略］	［略］
	八　船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第五条第一項第二号イの一級海技士（機関）としての海技士の免許を受けている者、ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和四十七年労働省令第三十三号）第九十七条第一号の特級ボイラー技師免許を受けている者、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年	［略］	［略］

第一種ボイラー・タービン主任技術者免状	一～七　［略］	［略］	［略］
	八　船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第五条第一項第二号イの一級海技士（機関）としての海技士の免許を受けている者、ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和四十七年労働省令第三十三号）第九十七条第一号の特級ボイラー技師免許を受けている者、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第九条第一項の	［略］	［略］